

# 令和 8 年度 諏訪市新婚新生活住まいる補助金の申請をお考えの方へ

この度は、諏訪市新婚新生活住まいる補助金の申請についてご相談をいただきありがとうございました。  
提出書類について、留意点等まとめてありますのでご確認をお願いします。

## 【申請者全員が提出必須の書類等(1～6) ※5.は内容確認のみ】

### 1. 諏訪市新婚新生活住まいる補助金交付申請書兼実績報告書

- ・記載例に習い、ご記入をお願いします。
- ・「5 事業内訳」～「7 補助申請額」については、申請時に担当者と確認をしながら記載しますので空欄でお持ちください。
- ・「9 確認及び同意」欄にある講座等は、5.①～④のいずれかの受講した日にちと講座名をご記入ください。
- ・「9 確認及び同意」欄は、必ず本人が署名してください(代筆不可)。

### 2. 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し

- ・婚姻届受理証明書は、婚姻届を提出した市町村で請求できます。  
諏訪市の場合、市民課の窓口で請求できます。(1 通 350 円)
- ・戸籍謄本は、本籍を置いている市町村で請求できます。  
諏訪市の場合、市民課の窓口で請求できます。(1 通 450 円)  
また、諏訪市民の方で、マイナンバーカードや住基カードをお持ちの方は、コンビニでも発行できます。

### 3. 夫婦の住民票の写し

- ・市民課の窓口で請求できます。(1 通 300 円)  
また、マイナンバーカードや住基カードをお持ちの方は、コンビニでも発行できます。
- ・マイナンバーの記載のないものを請求してください。

### 4. 夫婦の所得証明書の写し

- ・令和 8 年 1 月 1 日に住民票が置いてあった市町村で請求できます。  
諏訪市の場合、市民課の窓口で請求できます。(1 通 300 円)  
また、マイナンバーカードや住基カードをお持ちの方は、コンビニでも発行できます。
- ・直近の所得証明書(令和 8 年度)を請求してください。(令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日の年間所得)

### 5. 夫婦ともに以下のいずれかの講座の受講又は相談を行なったことが確認できるもの

- ①ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換を含む。)
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠又は出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座(男性の家事又は育児参画のための講座を含む。)の受講
- ・講座の資料や講座の会場等で撮った写真、領収書等、受講又は相談したことがわかるものをお持ちください。

### 6. 補助金振込先口座が確認できる書類

- ・預金通帳の表紙を 1 枚めくった見開きのページのコピーをお願いします。
- ・紙の通帳をお持ちでない方は、銀行名と支店名、口座の種類、口座番号、口座名義人等がわかる画面のスクリーンショットをご用意ください。

## 【該当者のみ提出が必要な書類(7~15)】

### 7.年間返済額が確認できる書類【貸与型奨学金を返済している場合】

- ・令和7年1月1日~12月31日(令和8年度の所得証明書と同一期間)の年間返済額が確認できる書類の提出をお願いします。

### 【住宅取得の場合】

#### 8. 売買契約書、工事請負契約書等の契約内容が確認できる書類の写し

#### 9. 領収書等の写し

### 【住宅賃借の場合】

#### 10. 賃貸借契約書の写し

- ・契約書の原本があれば、そのままお持ちください。必要な部分を確認し、コピーさせていただきます。

#### 11. 領収書等の写し

- ・口座からの引き落としの場合は、通帳のコピーの提出をお願いします。

#### 12. 新規に婚姻した世帯に属するすべての給与所得者に係る住宅手当の支給額を証明する書類

- ・現在お勤めの方は、住宅手当支給の有無にかかわらず、提出をお願いします。

### 【引越しを行った場合】

#### 13. 領収書等の写し

### 【リフォームを行った場合】

#### 14. 工事請負契約書又は請書等の契約内容が確認できる書類の写し

#### 15. 領収書等の写し

※ 申請書類のご提出の際は、事前に下記問い合わせ先へ来庁日時のご相談をお願いします。  
(事前のご連絡がなく来庁された場合、申請が受理できないことがあります。)

≪申請期限：令和9年2月15日(月)まで≫

諏訪市地域戦略・男女共同参画課  
地域支援係(飯島、佐々木)  
(0266-52-4141 内線 284・288)